

◆特例措置（採用中断）に係る注意事項 / NOTES

以下、採用期間の中断を「採用中断」、採用期間の再開を「採用再開」といいます。

1_対象者：

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により研究活動に支障が出たために、採用期間の中断（採用中断）を希望する者。
（例）
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、急遽母国へ一時帰国する必要がある。
- ・日本国内にいるが、新型コロナウイルス感染症の影響により研究に従事できない。
- ・本特例措置「採用中断」や、既定の制度「一時出国」により日本国外に出国したが、その後新型コロナウイルス感染症の影響により日本に再入国することができない。

2_採用中断の適用期限

- ・最長 **2021年3月31日**まで。
中断期間中に日本国外に滞在しており、適用期限後も引き続き日本国外に滞在する場合は「一時出国」として取り扱います。ただし、日本への入国が制度上不可能である等の事情がある場合は、個別に判断します。

3_様式の種類と提出期限

- ・中断－1（採用中断願）：新規に採用中断を希望する場合、**採用中断期間開始日の3週間前までに提出。**
- ・中断－2（採用中断期間の変更願）：既に採用中断を行っている者のうち、採用中断期間の変更を希望する場合、**新しく希望する採用中断期間開始日の3週間前までに提出。**
- ・中断－3（採用期間再開届）：採用期間を再開する場合、**採用期間再開後速やかに提出。**

4_採用中断の取り扱い：

- ・一日単位で申請でき、採用中断した日数分について採用期間終了日が繰り延べされますが、トータルの採用期間は変わりません。
（例）変更前の採用期間：2020年4月1日～2021年1月31日（10か月）
中断期間：2020年11月1日～2021年1月31日（92日間）※中断時点で、採用期間残り92日
採用期間再開日：2021年2月1日
変更後の採用期間終了日：2021年5月3日（2021年2月1日から92日目）

5_採用中断中の研究専念義務、滞在費及びその他経費、海外旅行保険：

- ・採用中断中は、招へい研究者としての身分は保有しますが、研究専念義務については免除されます。
- ・採用中断中の所在は日本国内外を問いません。
- ・採用中断中は、滞在費及びその他の経費は支給されません。また、海外旅行保険の対象とはなりません。
- ・採用中断中のPCR検査代、空港から隔離場所との間を移動するための旅費、隔離措置期間中の宿泊費は、研究遂行に直接必要な経費として説明可能であり、受入研究機関の規程等に沿う場合には、制度上、調査研究費からの支出を妨げておりません。
- ・**採用中断開始時点で支給済みの滞在費等は、採用再開まで適切に保管してください。**

6_採用再開について

- ・**採用中断の理由（例：日本への再入国が不可能である）が解消され次第、できる限り速やかに採用再開をしてください。**
- ・採用再開後、様式（中断－3）を速やかに提出してください。本様式の受理を持って、滞在費の支給手続きを再開します。

7_その他

- ・採用期間の短縮を希望する場合は、別途様式5（変更承認申請書）の提出が必要です。
- ・**日本国政府が義務づけている新型コロナウイルス感染症に対する水際対策としての防疫措置（14日間の待機及び公共交通機関を使わない送迎等）を遵守してください。**